認定こども園○○○○運営規程

（名称等）

第１条　【設置主体名】が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称

(2)　所在地

　（施設の目的及び運営方針）

第２条　認定こども園○○○○（以下「本園」という。）は、【学校教育法（昭和22年法律第26号）】【児童福祉法（昭和22年法律第164号）】、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

２　本園は、本園を利用する子ども（以下「園児」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該園児の立場に立って教育及び保育を提供するよう努めるものとする。

３　本園は、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等との密接な連携に努め、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行うものとする。

　（提供する教育及び保育等の内容）

第３条　本園は、次に掲げる教育及び保育その他の便宜の提供を行う。

(1)　特定教育・保育

　　子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもとして市町村から支給認定を受けた子ども（以下「１号認定子ども」という。）、同項第２号に該当する子どもとして市町村から支給認定を受けた子ども（以下「２号認定子ども」という。）、又は同項第３号に該当する子どもとして市町村から支給認定を受けた子ども（以下「３号認定子ども」という。）に対し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第１号）、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき、園児の心身の状況等に応じて教育及び保育（３号認定子どもについては、保育に限る。）を提供する。

(2)　一時預かり

(3)　延長保育

　　・・・・・・・・・

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　教育及び保育の実施に当たり、園に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

　(1)　園長　１名

　　　園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

　(2)　副園長　○名

　　　副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

　(3)副主任保育士（副主幹教諭）　数名

例）・主任保育士（主幹教諭）の業務の補佐

　 　　　・園長、主任保育士の下での初任者の育成、専門リーダー・職務分野別リーダーへの指導・助言

　　 　　・園長、主任保育士の下での園全体のリスクマネジメント　等

(4)専門リーダー　数名

　　　例)・職務分野別リーダーへの指導・助言

　　 　　・職員全体の資質向上に向けた指導・助言　等

(5)分野別リーダー　数名

　　　例）・乳児保育に関する指導助言

　　 　　・食育、食物アレルギー等に関する指導助言

　　 　　・障がい児保育に関する指導助言　　　　　　　　等

(6)　教諭及び保育士　数名（園児の数に応じて配置する。）

　　　教諭及び保育士は、園児の教育及び保育に関する業務に従事する。

(7)　調理員　　○名

　　　調理員は、給食に関する業務に従事する。

　(8)　事務員　　○名

　　　事務員は、本園の管理運営に必要な事務処理に関する業務に従事する。

　(9 )　嘱託医　２名

　　　嘱託医は、園児の健康管理業務に従事する。

（学年及び学期）

第５条　当園の学年は、４月１日に始まり、翌３月31日に終わる。

２　１年を次の３学期に分ける。

第１学期　　　４月１日から７月31日まで

第２学期　　　８月１日から12月31日まで

第３学期　　　１月１日から３月31日まで

（教育・保育の提供を行う日）

第６条　当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年１月１日から１月３日を除く。

２　１号子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

(1)　土曜日

(2)　夏季休業　　○月○日から○月○日まで

(3)　冬季休業　　○月○日から○月○日まで

（教育・保育を提供する時間）

第７条　保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1)　教育標準時間認定に関する教育時間

月～金　**午前○時○分から午後△時△分までとする。**

(2)　保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～土　**午前○時○分から午後△時△分までとする。**

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(3)　保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

　月～土　**午前◎時◎分から午後▽時▽分までとする。**

ただし、当園が定める保育時間（８時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（８時間）の間に延長保育を提供する。

(4)　開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金　**午前□時□分から午後■時■分までとする。**

　　　　　土　　　**午前□時□分から午後■時■分までとする。**

　（利用者負担その他の費用）

第８条　本園は、教育及び保育を提供した場合、当該教育及び保育に係る園児が支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額（保育料）を保護者から徴収する。

２　本園は、前項の利用者負担額のほか、教育及び保育の提供における便宜に要する費用のうち、別表に掲げる費用を保護者から徴収する。

　（利用定員）

第９条　本園の利用定員は、園児の支給認定の区分及び年齢に応じて、次のとおり定める。

(1)　１号認定子ども　○人

(2)　２号認定子ども　○人

(3)　３号認定子どものうち、満１歳以上の子ども　○人

(4)　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　○人

　（利用の開始に関する事項）

第10条　本園への入園は、保護者からの入園申込書の提出を受けて、園長が許可する。

２　前項の規定による申込があった子どもと現に本園を利用している園児の総数が利用定員の総数を越える場合は、抽選、申込を受け付けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。ただし、２号認定子ども又は３号認定子どもについては、児童福祉法第24条第３項に基づき市町村が行う利用の調整に従って決定する。

３　前項の選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。

４　本園は、２号認定子ども又は３号認定子どもの利用について市町村が行う利用の調整及び要請に対し、できる限り協力する。

　（利用の終了に関する事項）

第11条　本園を退園又は休園しようとする者は、所定の届出書にその理由を記して園長に届け出なければならない。

２　本園の所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

　（緊急時における対応方法）

第12条　本園の職員は、教育及び保育の提供を行っているときに園児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該園児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

２　本園の職員は、園児に対する教育及び保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該園児の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　園長は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

４　園児に対する教育及び保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第13条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。【保育所型の場合：少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。】

　（虐待の防止のための措置）

第14条　本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

　（虐待等の禁止）

第15条　本園の職員は、園児に対し児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

　（保護者に関する市町村への通知）

第16条　園長は、教育及び保育の提供を受けている園児の保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費（子ども・子育て支援法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。）の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

　（苦情解決）

第17条　本園は、園児又は保護者その他当該園児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

２　園長は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

　（秘密保持等）

第18条　本園の職員及び園長は、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　園長は、職員であったものが、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又は

　その家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

　（記録の整備）

第19条　本園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

２　本園は、園児に対する教育及び保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

(1)　教育及び保育の提供に当たっての計画

(2)　提供した教育及び保育に係る記録

(3)　第12条に規定する市町村への通知の記録

(4)　第13条第２項に規定する苦情の内容等の記録

(5)　第11条第４項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項）

第20条　・・・

附　則

　この規程は、令和○年〇月〇日から施行する。

別表（第８条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 内容、支払を求める理由 | 金　額 |
|  |  |  |
|  |  |  |